

## 7.作業員の被ばく線量について

### 6月の内部被ばく事故

原燃は「被ばくなし」と断定

- ・ 事故 6月24日
- ・ 原燃の「事故報告書」 7月3日
- ・ 質問書提出 7月25日
- ・ 原燃からの回答 10月5日
- ・ 回答だけでは分からないので、何度も電話で確認

原燃公表の事故時の室の空气中アルファ核種濃度

- 実は、長期間の平均値だった

核種	事故報告書(7月3日付)公表値	電話での回答値
	採取期間 6/20 10:00 ~ 6/27 10:00 一週間平均値	採取期間 6/20 10:00 ~ 6/24 12:24 の平均値
	$1.4 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.9 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$
( )	検出限界値未満	$6.4 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$

? 事故報告書は1週間平均 薄められた値

? 回答も事故前の4日間分を含んだ平均値 薄められた値

原燃が回答した数値から、事故時の汚染濃度を推定(事故前は検出限界値未満、事故は11時30分頃との前提で計算した値)

? アルファ核種の場合  $2.1 \times 10^{-6} \text{ Bq/cm}^3$  **国の基準の3倍**

線量告示で定められている「放射線業務従事者に係る濃度限度(科技庁告示13号 第7条)  
[ の場合  $7 \times 10^{-7} \text{ Bq/cm}^3$  ]

? 原発の基準では **全面マスク着用が必要なほど**(全面マスク直用基準  $7 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$ )

- ・ 作業員はマスクをしていなかった
- ・ 原燃は、「被ばくなし」と断定

事故当時、国が定めた基準の**3倍もの汚染**

しかし、法令では、**3ヶ月の平均濃度で規制するので法令違反ではない。**

一時的に高い汚染があっても法令違反にはならない。**規制はあるがないも同然。**

2006年(平成18年)7月5日 水曜日 (2)

再処理工場で起きたトラブルについて三村知事(手前)に意見を伝える石川理事長

「再処理をする限り、理体制の評価結果を三村( )に報告する。被ばくは起( )申( )知事( )に伝えるため( )。お百姓さん( )四( )日( )県庁( )を訪れた石川( )。懇談( )中( )で石川理事( )長( )が( )「原因( )が( )違( )って( )泥( )が付( )かない( )わけ( )が( )ない( )の( )同( )じ( )」。六( )合( )議( )事( )長( )が( )こ( )ん( )な( )例( )え( )を( )と( )体( )内( )被( )ば( )く( )疑( )わ( )れる( )と( )語( )り( )、日( )本( )原( )燃( )の( )取( )り( )組( )み( )姿( )勢( )を( )評( )価( )。体( )内( )」

「再処理をする限り、理体制の評価結果を三村( )に報告する。被ばくは起( )申( )知事( )に伝えるため( )。お百姓さん( )四( )日( )県庁( )を訪れた石川( )。懇談( )中( )で石川理事( )長( )が( )「原因( )が( )違( )って( )泥( )が付( )かない( )わけ( )が( )ない( )の( )同( )じ( )」。六( )合( )議( )事( )長( )が( )こ( )ん( )な( )例( )え( )を( )と( )体( )内( )被( )ば( )く( )疑( )わ( )れる( )と( )語( )り( )、日( )本( )原( )燃( )の( )取( )り( )組( )み( )姿( )勢( )を( )評( )価( )。体( )内( )」

「被ばく皆無は不可能」  
お百姓さんに泥が付くのと同じ

原子力技術協  
石川理事長 知事「最大の努力を」

7.5 To